（令状請求書の返還）

第百四十一条　［略］

２　前項の規定は、令状の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（逮捕状請求権者の指定、変更の通知等）

第百四十一条の二　国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの提供を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様とする。

（逮捕状請求書の記載要件）

第百四十二条　逮捕状の請求書には、次に掲げる事項その他逮捕状に記載することを要する事項及び逮捕状発付の要件たる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　書面による逮捕状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

八　［略］

九　同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたと知つたときは、その旨並びにその犯罪事実その他当該請求及び発付に関する事実

［２・３　略］

（逮捕状に代わるものの提供請求書の記載要件）

第百四十二条の二　［略］

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　書面による逮捕状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

七　［略］

八　［略］

［３　略］

（逮捕状請求者の陳述聴取等）

第百四十三条の二　逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の陳述を聴き、又はその者に対し書類その他のものの提示を求めることができる。

（逮捕状の記載要件等）

第百四十四条　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状の記載要件等・法第二百条）

第百四十四条の二　法第二百条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状を消去することのほか、逮捕状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（令状請求書の返還）

第百四十一条　［同上］

［新設］

（逮捕状請求権者の指定、変更の通知等）

第百四十一条の二　国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様である。

（逮捕状請求書の記載要件）

第百四十二条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

七　［同上］

八　同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実

［２・３　同上］

（逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件）

第百四十二条の二　［同上］

２　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

［３　同上］

（逮捕状請求者の陳述聴取等）

第百四十三条の二　逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の出頭を求めてその陳述を聴き、又はその者に対し書類その他の物の提示を求めることができる。

（逮捕状の記載要件）

第百四十四条　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

［新設］